

作業完了議題	各国の対応
(22) CCFHの作業運営方法に関する文章について	○第22回会議(2005年4月:H17) ・引き続き次回本部会で検討することとなった。 ○第23回会議(2006年4月:H18) ・いくつかの修正が加えられた後、再検討のためにCCFHに差し戻すこととなった。
(23) CCFA及びCCCFの付託事項案について	○第23回会議(2006年4月:H18) ・05年の総会でCCFACを食品添加物部会(CCFA)と食品中汚染物質部会(CCCF)に分割することが決定した。 ・この決定に従って事務局が作成したCCFA及びCCCFの付託事項案について検討し、修正した上で第29回総会に提案することが合意された。 (注)第29回総会では一部修正されて承認された。
(24) CCFHの新しい付託事項について	○第23回会議(2006年4月:H18) ・食品衛生部会(CCFH)の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意された。 ・同時にCCFH、CCFA、CCCFの各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。 (注)第29回総会では食品照射はCCFHが扱うことが合意された。
(25) 「JMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)による評価対象の優先順位付け基準改定案」について	○第23回会議(2006年4月:H18) ・残留農薬部会(CCPR)が作成したJMPRによる評価対象の優先順位付け基準改定案の内容について検討した。 ・一部を修正した上で第29回総会に採択を求めることが合意された。 (注)第29回総会で検討の結果、改定案は承認された。
(26) 「分析結果の活用」の改訂案	○第23回会議(2006年4月:H18) ・分析・サンプリング法部会(CCMA)から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案については、第29回総会に採択を求めることが合意された。 (注)第29回総会で検討の結果、改訂案は承認された。
(27) コーデックス規格の一般原則	○第23回会議(2006年4月:H18) ・この見直し案については、コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではないとの文章を加えるなどの修正を合意し、第29回総会での採択を求めることとなった。 (注)第29回総会で検討の結果、マレーシアの一般原則における助言的文章に関わる規定を削除することの懸念を受け、CCGPに差し戻して再検討することとなった。 ○第24回会議(2007年4月:H19) ・マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議した結果、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意された。 ・当部会はこの「コーデックス食品規格の一般原則」案を総会に提案することで合意した。
(28) 地域調整国と地域毎に選ばれた執行委員会メンバーの役割について	○第23回会議(2006年4月:H18) ・次回会議で継続検討することとなった。 ○第24回会議(2007年4月:H19) ・ECから提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが合意された。 ・地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割分担について検討された。 ・役割を明確にするために「手続き規定」のRule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。
(29) 「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」について	○第22回会議(2005年4月:H17) ・インドがディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 ○第23回会議(2006年4月:H18) ・「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」の修

作業完了議題	各国の対応
	<p>正について合意し、第 29 会総会での採択を求めることとなった。 ・第 29 会総会で改訂は承認された。</p> <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19) ・前回会議において、「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」に「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定した。 ・このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。</p>
(30) リスクマネジメント方法論原案について	<p>○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19) ・食品中の残留動物用医薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPR のリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。</p>
(31) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案について	<p>○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19) ・マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあったのではないとの発言があった。 ・必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPR から提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。</p>
(32) CCMAS が完成させた "Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures" について	<p>○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19) ・これについて検討し、承認された。 ・GSFA における食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案 (CCFAC) 新たに組織された CCFA において個別食品規格の添加物の基準と GSFA の基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順書案は承認された。 (注) 総会にて承認された。</p>
(33) 食品の国際貿易のための倫理規約の改定案	<p>WTO が発足する前に定められ、またリスク分析の考え方が CAC に取り入れられる以前のものであることから、SPS 協定や最近策定された基準などの整合性を図るために見直し作業を行っているものである。</p> <p>○第 18 回会議(2003 年 4 月 : H15) ・検討を進める前に現行の code の不明確な点について議論をすべき(米国、豪州、チリほか)、開発途上国に考慮すべき(チリ、ポリビアほか)等の意見があった。 ・時間的制約から Step 2 に差し戻しとなり、今回の議論を踏まえて事務局が修正案を作成し、次回会合で議論することとなった。</p> <p>○第 19 回会議(2003 年 11 月 : H15) ・Step 2 に差し戻して改訂し、Step 3 で各国にコメントを求めることになった。</p> <p>○第 20 回会議(2004 年 5 月 : H16) ・Step 3 に差し戻すことが合意された。</p> <p>○第 22 回会議(2005 年 4 月 : H17) ・CCFICS の活動との兼ね合いを確認することが必要とされ、CCFICS からの返答を踏まえて次回本部会で検討することになり、Step 3/4 に留め置かれることとなった。</p> <p>○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18) ・CCFICS が検討中であることを考慮し、次回会議まで検討を延期することとなった。</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21) ・現行規範の倫理に関する原則のみに着目して作成された改訂原案に基</p>

作業完了議題	各国の対応
	<p>づいて議論が行われ、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであることなどの変更が加えられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第32回総会に Step 5/8 で最終採択することを諮ることとされた。 ・チリ、メキシコ、マレーシア、フィリピンなどが Step 5 に留めるべきとして保留した。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22) 【議題3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定案に以下の修正を加えて Step8 とし、第33回総会(2010年7月)での最終採択を測ることで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ①Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。 ②Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。 ③Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)”に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。 ④また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”がWTO協定を含むことを示す脚注を追加した。 ⑤Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。 ・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと <p>(注)33回総会(10年7月)にて承認された。</p>
<p>(34) コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会(食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会)に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会および栄養・特殊用途食品部会において、各部会におけるリスク分析の原則に関する文書が作成されているが、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Active2.1 では CCGP がこれら原則文書の間の様式・内容などの一貫性の有無についてレビューすべきとあることから、この作業を今部会で開始したものの。 ・将来各部会におけるリスク分析の適正な適用を図るのが目的。 <p>○第25回会議(2009年3月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていないことなどの指摘がなされた。 ・しかし、2011年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、本部会で指摘があった、それぞれのリスク分析の原則を比較できるような資料を作成してほしいなどの意見を踏まえ、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めることとなった。 ・なお、インドより食品衛生部会のリスク分析の還俗に関する文書も原案が作成されており、近いうちに Step3 で各国の意見を求めることになっている旨報告があった。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、コーデックス事務局が準備した文書を基に検討した。 ・日本を含め複数の国から以下のような指摘がなされた。

作業完了議題	各国の対応
	<p>①本検討作業の本来の目的は、リスク分析の適用そのものの一貫性をみるためであり、コーデックス事務局が準備した文書に示されているような、項目の順番や様式など形式的な違いをみるためのものではないこと</p> <p>②リスク管理者とリスク評価者の間の相互関係の強化を図るべきものであること</p> <p>③各部会が科学的観点を考慮し作成した文書の形式については、柔軟性を有するべきであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論の結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1による作業を終了した。 ・また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会が同戦略計画の Activity2.2に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。
<p>(35) コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語“competent authority”について、統一的な定義を作成することの利点</p>	<p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年の第26回会議において、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。 ①2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること ②一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EUを含め多くの国が同意したこと <p>(第33回総会で、部会での議論の結果が報告され、特段の議論なく承認された。)</p>
<p>(36) コーデックス会議の共同開催</p>	<p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」として会議に提示された討議文書の一部を修正し、第33回総会で承認を踏むことで合意した。 ・共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局webページの創設とその具体的内容についても合意した。 <p>(第33回総会で、部会が共同開催されるとの情報については前もって十分加盟国に通知されるよう、あらゆる努力をすべきであるとされ、承認された。)</p>
<p>(37) 手続きマニュアルの構成、内容、様式について</p>	<p>○第22回会議(2005年4月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局がディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 <p>○第24回会議(2007年4月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の会議において「手続きマニュアル」の内容や構成を再検討することが了承され、事務局は大きく分けて以下の二つのパートからなるマニュアル案を作成した。 ・一般的に適用される手順やその他のテキスト ・作業や委員会の特別な範囲に適用されるテキスト ・この事務局案に対して、もっと判りやすいインデックスをつけてほしいとか、二冊に分けてほしいとか、今のように一冊の方がよいといった様々な意見が出された。 ・事務局が出されたコメントを踏まえたマニュアル案を作成することとなった。 <p>○第25回会議(2009年3月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで出された意見をもとに作成された手続きマニュアルの第18版の早刷り(英語版)が資料として配布され、各国が意見を事務局に提出することとされた。 <p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。

2. 作業中止となった議題

作業中止の議題	各国の対応
<p>(1) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について</p>	<p>○第20回会議(2004年5月:H16) ・手続き規則の中の「食品」の定義を見直すことが新規作業として承認された。</p> <p>○第22回会議(2005年4月:H17) ・議論した結果、現在の定義のまま変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求めることとなった。 (注)第28回総会にて承認され、改訂作業は中止された。</p>
<p>(2) 食品安全に関わるリスク分析用語の定義について</p>	<p>○第22回会議(2005年4月:H17) ・ニュージーランドがディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。</p> <p>○第23回会議(2006年4月:H18) ・「リスクベース(risk based)」と「リスクマネジメントの枠組み(risk management framework)」の用語の定義に関する資料については、ニュージーランドが再改訂し、次回会議で検討することとなった。</p> <p>○第24回会議(2007年4月:H19) ・改訂案について検討されたが、各国から様々な意見が出された。 ・日本国からは、「リスクベース」という文言は the Code of Hygienic Practice for Meat、the Code of Practice for Good Animal Feeding、the Guidelines for Food Import Control System のテキストの中で使用されていること、及び、委員会は既存の条項をリスクベースの基準に関する将来的な作業を考慮する必要があることを述べた。 ・当部会は会議の各国の発言を踏まえた改訂版をニュージーランド及び米国に作成するよう要請した。</p> <p>○第25回会議(2009年3月:H21) ・「リスクベース(risk based)」の規格と「リスク評価に基づいた」規格の概念に混乱があることから、この定義について議論することが提案された。 ・しかし、リスク分析に係る作業が進行中であることから、この議論は時期尚早であるため作業を中止することとなった。</p>
<p>(3) 各地域調整委員会の委託事項の見直しについて</p>	<p>○第24回会議(2007年4月:H19) ・ラテンアメリカ及びカリブ海地域調整委員会(CCLAC)からの委託事項の見直しに関する提案を発端として、各地域調整委員会の委託事項の見直しの必要性が検討された。 ・最終的に結論に至らず、次回引き続き検討することとなった。</p> <p>・インドから CCGP に対してコーデックス食品規格と関連テキストの作成手順に対する多くのコメントが提出されたことを踏まえ、第27回総会にてインドがディスカッションペーパーを作成することが了承された。</p> <p>・第23回 CCGP の会議においてインドの作成したディスカッションペーパーについて検討し、今後さらに検討することが確認された。</p> <p>・インドが作成したディスカッションペーパーの中の以下の三つの項目について各国から意見が出された。 (i)作成手順におけるコンセンサスによる決定の参照 (ii)Critical Review 内において、発展途上国の現状を考慮するやり方に関する基準作成 (iii)本来関わる部会以外の部会に作業をゆだねる決定の根拠を含んだ Critical Review の範囲</p> <p>・これらの意見を踏まえ、更なる助言を求めるため総会にペーパーを提出することが合意された。</p> <p>○第25回会議(2009年3月:H21) ・CCLAC より、委任事項に「戦略的事項について地域の見解の採択を促進する」を加えることが提案された。 ・しかし、他の地域部会より、現行の委任事項においても実施可能である旨の意見が出された。 ・地域部会で地域の見解を取りまとめることができることを確認した上で、委任事項は変更しないことで合意した。</p>

3. 現在検討中の規格等

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(1) 「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」について</p>	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月：H18) ・手続きマニュアルの「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。 (注)第 29 回総会で改訂案は承認された。 ○第 24 回会議(2007 年 4 月：H19) ・前回会議で削除された内容を「手続きマニュアル」の他の規定に取り組みか否かについてはコンセンサスが得られず、再度総会に審議の必要性を確認することとなった。</p>
<p>(2) コーデックスの作業における途上国の参加</p>	<p>・第 31 回総会において、コーデックスの主要部会の開催地域が変更していること、また、資金及び人的資源の不足などの理由から、コーデックス会議への途上国の参加を妨げられ、規格策定のプロセスにおける途上国からのインプットが少ないという問題が生じていることが指摘された。 ・コーデックスの民主的かつ透明性のある運営のために、早急に解決する必要があるとの意見を受け、CCGP においても本件について検討することとされたもの。</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月：H21) ・途上国の参加に当たっては、以下のように様々な意見が出されたことを第 32 回総会に報告するとともに、引き続き総会でもこの議題を議論することとされた。 ・キャパシティ・ビルディングが大事であること ・人的、金銭的資源の他にもビザ取得など実務上の困難もあること ・途上国の中にもコーデックス・トラストファンドに頼るのみでなく、自国で費用を負担して部会に出席し始めた国もあること ・途上国からの参加を増やせるとしても、科学的基礎を持たない参加者が増えることはコーデックスの作業にマイナスであること ・コーデックス・トラストファンドの運営の透明性を高める必要があること</p>
<p>(3) OIE と Codex の合同規格</p>	<p>○第 25 回会議(2009 年 3 月：H21) ・OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、Codex との協力関係はすでに存在するが、より連携を強固にするために OIE/Codex 合同規格を作成することを検討する提案がなされた。 ・日本を含めた各国より、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、具第的な作業が提案されないと議論が難しい旨の意見が出された。 ・Codex 事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格作成の可能性について、討議文書を作成することとされた。 ○第 26 回会議(2010 年 4 月：H22) ・討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいとの指摘があった。 ・最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。 ○第 27 回会議(2012 年 4 月：H24) ・OIE は、各国におけるコーデックスとの規格策定の手順の差異に対する懸念から、合同規格策定に関する提案の取り下げを表明した。一方で、これまでの両組織の協力関係を今後更に強化するため、両組織の規格を相互に参照するといった内容を念頭に、相互承認の方法 (mutual recognition) を探っていきたいと提案した。 ・この協力関係強化の提案には複数の国からの賛同があった。日本は、両機関の協力関係を強化することは重要であるが、OIE から提案のあった相互承認の方法については明確化を求めるとの意見を述べた。 ・複数の国から、PM には規格策定の手順における国際機関との協力についてのガイドラインが既に存在している旨の指摘があった。 ・議論の結果、カナダを座長とし、以下の項目を委任した EWG を設置し、その中で両機関の規格を相互に参照し合うためのガイダンスを提案し次回会合で検討することに合意した。</p> <p>(1) 互いに関心のある開発についての協力の約束の確認</p>

現在検討中の規格等	各国の対応
	<p>(2) コーデックス及びOIEのマנדートと手続きの尊重 (3) オープンで透明性のある手続きの約束</p> <p>・また、次回会合に先立ち、OIE の支援の下で本件に関する PWG を開催することも合意された。</p>
<p>(4) コーデックス規格の適用に関する言及</p>	<p>コーデックスの個別食品規格において、すでに廃止された「受諾(acceptance)」に関する記述が含まれるものが存在するため、同様の記述を含む規格をすべてリストアップし、この問題をいかに一貫した方法で水平的に取り扱うかについて検討するもの</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の回付が遅かったことから、事務局が再度同様の文書を回付して、総会までに各国が意見を提出することとなった。 ・また、日本が提案した、手続きマニュアル付属文書「コーデックスの思想決定過程における科学の役割ならびにその他の事項が考慮される範囲に関する原則の表明」に「受諾(acceptance)」に関する記述が残存する件については、記述は変更せず、「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることで合意された。
<p>(5) 「一般原則部会の委託事項」中の「受諾(acceptance)」に関する文言の取り扱い</p>	<p>○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本より提案された、手続きマニュアル中「一般原則部会の委託事項」にも「受諾(acceptance)」が残存していることについては、「受諾(acceptance)」を含む文章全体が委託事項とは関係なく、過去に本部会が扱った議題の例示であることから、文章全体を削除することで合意された。 ・マレーシアは、文章を残して「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることを提案するとともに、部会の合意については留保を示した。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 32 回総会において、規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出されたことから、再度、今次会合にて付託事項全体を検討することとなった。 ・インド等いくつかの国が、経済的影響に関するステートメントを横断的かつ統一的に検討するメカニズムの構築が必要であると主張したが、我が国を含めいくつかの国は、「コーデックス手続きマニュアル」中のコーデックス規格作成手続きに関する規定において、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に認められていることから、CCGP の付託事項にその点を残しておく必要はないと指摘した。 ・議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ①より正確になるよう第一文に加筆する ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化する ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する ・経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。 <p>○第 27 回会議(2012 年 4 月 : H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本を含む複数の国は、PMにおいて、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に規定されていることから、CCGPの付託事項から削除することが適当であり、個別的作業を付託事項に残すことで、部会が優先すべき他の作業との間で誤解を生む可能性があることを指摘した。 ・一方でその重要性から複数の国は、本記述を残すべきと主張し、その後マレーシアを含む複数の国から、本記述を削除した上、その内容を第一文に入れ込む案が提示されたが、上記懸念の解決にならないことから、合意は得られなかった。 ・議論の結果、コンセンサスが得られなかったため、部会は、現在は TOR を変更せず、オーストラリアとマレーシアの討議ペーパーができる次回会合において改正 TOR の議論を継続することを決定した。

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(6) コンセンサスの概念と コーデックスにおける その適用</p>	<p>第 23 回 CCGP において、インドから「コンセンサス(合意)」の定義作成が提案されたことを受け、その必要性について検討を続けているもの</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部会・特別部会の議長からのそれぞれの会合における「コンセンサス」の形成、取り扱いに関する情報に基づきコーデックス事務局が取りまとめた討議文書に基づき議論された。 ・しかし、以下のように意見が二分された。 ・「部会ごとにコンセンサスの取り扱いが異なることから、定義が必要である」「コンセンサスの定義は、正式な反対意見がないことである」 ・「コンセンサスと全員一致は異なる」「コンセンサスはプロセスが大事であり、定義を決めることは、むしろこのプロセスを妨げる場合がある」「コンセンサスに到達するための具体的な方法を議論すべき」 ・そのため、以下の 7 点を第 32 回総会に報告することとされた。 <ul style="list-style-type: none"> (1)議長用パンフレットを作成し、議長以外も参照することができるようにすること (2)議長同士の非公式会合や CCEXEC を活用すること (3)議長会議を少なくとも一年に一度開催すること (4)手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること (5)コンセンサスの定義については、作成の必要性の有無も含めて意見が二分されること (6)加盟国代表団用にもコンセンサス形式に関するパンフレットの作成を検討すること (7)各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意するようにすること ・FAO の法務担当者から提案された特定多数決(qualified majority voting)に関する研究の有用性についても検討することを決めることとされた。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 25 回部会において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用に関連し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会及び特別部会の議長向けガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること等について決定した際、これに関連して、当ガイドラインに「実質的な問題(substantive issue)に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきとマレーシアが提案したが、合意が得られなかった。 ・このため、第 32 回総会において、本提案を各国に回付して意見を求め、今次会合で再度議論するよう決定されたものである。 ・今次会合では、本提案を支持する意見も出されたが、他方、以下の様な意見が出された。 <ul style="list-style-type: none"> i)提案文中にある“justify”をどう判断するかが問題であり、その適用は困難であるため別の用語に置き換えるのが適当である ii)対立する意見をいかなる状況でも完全に調停することは不可能であり、「調停するよう努力する」と書き換えるのが適当である iii)コンセンサスを得るには、議長のみならず、会議に参加する加盟国からも責務を有していることを考慮すべき ・我が国は、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの意見を表明した。 ・議論の結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第 33 回総会での採択を諮ることとなった。

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(7) 討議文書の配布、報告書の長さ及び内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第32回総会において、①コーデックスの各会合の資料のタイムリーな配布（全てのコーデックス言語で同じタイミングで作成）及び②会議の報告書の長さ及びその内容に関し、チリが作成する討議文書に基づいて、第26回会議で議論することとなっていたもの。 ○第26回会議(2010年4月:H22) <ul style="list-style-type: none"> ・各国から、以下のような意見が出された。 <ul style="list-style-type: none"> ①会議資料の翻訳と配布の遅延は、リソースと関連しており、具体的な調査をすることが重要であること ②報告書の長さ及び内容については既に手続きマニュアルに規定があること ③音声録音などは透明性を高めるための有用な手段となりうること ・我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。 ・議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。 ○第27回会議(2012年4月:H24) <ul style="list-style-type: none"> ・本会合では、特に前回総会のレポート配布が数ヶ月かかったことが問題にされ、すべての言語による翻訳が出そろった段階で配布することが、各国が会合のための準備を行う上で公平であるとの意見が表明された。 ・一方、事務局はたとえ一つの言語であっても、なるべく早く文書を配布することが重要との認識を示した。 ・翻訳のスピードを上げるために機械による自動翻訳の導入が提案され、今後検討していくことが合意された。 ・一方、事務局は文書の配布が遅れる理由の一つとして、部会を5月まで開催していることから、7月に開催される総会の準備が遅れてしまう旨説明した。 ・事務局は、今後文書の準備状況について、その責任者を含め、コーデックスのホームページで表にして明示すること、また、国際植物防疫条約(IPPC)の有しているオンラインのコメント提出システムの採用を検討するなど現在行われている取組を紹介した。 ・また、コーデックス事務局の強化のため、現在空席になっているポストを埋めることやコメント提出の厳守も重要であると確認された。
<p>(8) ステップ8で保留されたコーデックス規格案等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第26回会議(2010年4月:H22) <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあった。 ・議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果 b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述 ○第27回会議(2012年4月:H24) <ul style="list-style-type: none"> ・カナダとオランダを議長国とするEWGは「規格がステップ8で保留された根本的な原因」に関する分析結果を踏まえ、部会の検討用として以下の勧告を提出した。 <ul style="list-style-type: none"> ○勧告1 <ul style="list-style-type: none"> ・部会は米国とEUを共同座長とし、以下の議題について討議する議論促進グループ会合を持つことに合意した。

現在検討中の規格等	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ会合は、ステップ8のままにしておく原因を確認し、考慮する。 ・グループ会合は、議論の要約に関する報告書を作成する。しかし、CCGP に対する特定の勧告は行わない。 <p>○勧告2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、手続きマニュアルにおいて議長に対する追加的なガイダンスは必要がないことに合意した。また、事務局は、コンセンサスを得ることの研修に関連して、2012年において1日間のワークショップの開催を予定していることを報告した。 <p>○勧告3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくつかの代表は、作業が開始された時には、課題を確定する必要があることに合意したものの、現行の手続きを改正する必要がないことに合意した。 <p>○勧告4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、他の部会の懸念事項様式 (concernforms) を利用する勧告に注目し、CCRVDfを含む関係部会から提言を得るよう要請した。 <p>○勧告5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、科学的な正当性がある限りにおいて規格をステップ8にとどめることを決定できるとする提案に注目した。しかし、食品の安全以外の他の理由によってもステップ8にとどめることも認識した。 ・従って、部会は、進行手続き (Elaboration Procedure) を改正しないことに合意した。 <p>○勧告6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は、地域単位 (regionalbasis) で規格を採択することは解決にならないことに合意した。 <p>○勧告7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルの代表は、手続き規則において投票を考慮することを支持した。部会は、投票に関しては現行の規則を維持することに合意した。
<p>(9) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式</p>	<p>○第26回会議(2010年4月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案 b) 上記メカニズム案に関連する規定案 c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案 <p>○第27回会議(2012年4月:H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EWGの議長国であるマレーシアは、参加国が少なかったことを説明しつつ、本作業の継続又は中止を部会として判断することを求め、更に部会議長への追加的なガイダンスとして、手続きのステップ4と7に経済的影響を扱うことに関する記述を追加する提案を行った。 ・日本を含む複数の国は、規格策定の各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することは既に認められていること、また、議長が経済的影響を会議内で考慮すべき旨PMにて既に規定されていることから、記述の追加にはほとんど意味がないことを指摘し、日本は、経済的影響の考慮は規格案作成の初期の段階で行ってはどうか、と提案した。 ・一方、コーデックス規格を採択していく上で、途上国にとって経済的影響は大変重要であり、今後も作業を継続すべきであるという意見が複数の国から述べられた。 ・議論の末、マレーシアとオーストラリアが共同で作成した討議用ペーパーを基に、次回会合においても議論を継続することに合意した。 ・この討議用ペーパーでは措置の経済的インパクトと食品安全等とのバランスをどのように考慮できるかを説明するものとし、また、他の部会の例を考慮し、この点に関しコーデックスの規定が必要かどうかを検討することとした。

平成 25 年度 厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）
国際食品規格策定に係る効果的な検討プロセスの開発に関する研究
平成 25 年度分担研究報告書

食品衛生部会における国際規格策定議論に関する研究

研究分担者 豊福 肇 山口大学共同獣医学部教授

研究要旨

コーデックス委員会の食品衛生部会（以下、「CCFH」という。）における「これまでの重要決定事項」「総会やその他の部会からの付託事項」、「近年作業が完了した議題と経緯」。及び「現在検討中の議題」について、議論の経緯・推移、緒外国のポジションの変化、リスク評価との関連等について、過去の CCFH の討議文書および部会報告書、その他関連文書をレビューしてデータベース化を行った。

A. 研究目的

第 45 回コーデックス食品衛生部会（CCFH）におけるこれまでの議論の内容、諸害国のポジション、日本代表団のとった対応、関連資料等の収集・整理・分析し、必要な情報を提供することにより、微生物による国際的な食品安全リスクをマネジメントし、かつわが国の微生物リスクを管理する上でベストなコーデックス規格・ガイドライン等が作成に資することを目的とした。

B. 研究方法

第45回CCFHの各種文書、報告書のレビューを行い、これまでの議論の内容、諸害国のポジション、日本代表団のとった対応に焦点をあてて、議論を整理した。

C. 研究結果と考察

CCFHの開催状況、委託事項（Term of Reference）、これまでの各CCFHにおける重要決定事項、コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項、近年作業が完了した議題と現在検討中の規格等に関するデータベースを更新した。（別添1）

D. 結論

第 35 回 CCFH から第 45 回 CCFH における議論の経緯をまとめることができた。これにより、対処方針の決定に役立てることができると考えられる。

E. 健康危険情報

該当なし

F. 研究発表

1. 論文発表

小川麻子、加地祥文、豊福肇、第 21 回食品残留動物用医薬品部会参加報告、食品衛

生研究 2014 年 2 月号

川越 匡洋、加地祥文、豊福肇、第 45 回
コーデックス食品衛生部会参加報告、食品
衛生研究 2014 年 3 月号

Toyofuku H. Regulatory Perspective in
Translating Science into Policy: Codex
Challenges in Utilizing Risk Assessment for the
Elaboration of Codex Standards of Shellfish
Safety. *Molluscan Seafood Safety*:73-88,
Springer. 2013

Toyofuku H. *Vibrio parahaemolyticus* Risk
Management in Japan. *Molluscan Seafood
Safety*:129-136, Springer. 2013

豊福 肇、長谷川 専、柿沼美智留. 既存リ
スク評価ツールを用いた食品衛生監視効果
の評価. 日獣会誌. 2013 Dec; 受理 (印刷中)

豊福 肇、小林 光士、下出 敏樹、牛丸
藤彦、小野寺 仁、小池 史晃、村瀬
繁樹. JA 飛騨ミートにおける SSOP 及び
HACCP に基づく食品安全管理システムに
よる微生物制御とその微生物学的検証. 日
獣会誌. 2013 Dec; 受理 (印刷中)

2. 学会発表

豊福肇ら, JA 飛騨ミートにおける HACCP
に基づく食品安全管理システムによる微生
物制御とその微生物学的検証
第 105 回日本食品衛生学会学術講演会,
2013 年 5 月

豊福肇ら, JA 飛騨ミートのデータを用いた
Moving Window によるサンプリング計画

の評価、第 34 回日本食品微生物学会学術総
会、 2013 年 10 月

豊福肇、The revised Codex principles and
guidelines for the establishment and
application of microbiological criteria
related to foods. I D F 横浜サミット食
品安全特別講演会, 2013 年 11 月

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

CODEX「食品衛生部会」の報告書とりまとめ
(主催国：アメリカ)

○ CODEX 総会およびFH（食品衛生部会）の開催状況（2003年以降）

2013年	第36回総会(7月1日～7月5日予定)		
		第45回会議(11月11日～15日予定)	
2003年	第26回総会(6月30日～7月7日)		
2004年		第36回会議(3月29日～4月3日)	
	第27回総会(6月28日～7月3日)		
2005年		第37回会議(3月14日～19日)	
	第28回総会(7月4日～9日)		
2006年	第29回総会(7月3日～7日)		
		第38回会議(12月4日～9日)	
2007年	第30回総会(7月2日～7日)		
		第39回会議(10月30日～11月4日)	
2008年	第31回総会(6月30日～7月4日)		
		第40回会議(12月1日～5日)	
2009年	第32回総会(6月29～7月4日)		
		第41回会議(11月16日～20日)	
2010年	第33回総会(7月5日～7月9日)		
		第42回会議(11月29日～12月3日)	
2011年	第34回総会(7月4日～7月9日)		
		第43回会議(12月5日～9日)	
2012年	第35回総会(7月2日～7月7日)		
		第44回会議(11月12日～16日)	
2013年	第36回総会(7月1日～7月5日)		
		第45回会議(11月11日～15日)	
2014年	第37回総会(7月14日～7月18日)予定		
		第46回会議(11月17日～21日)予定	

I. 委託事項

(a)すべての食品に適用される食品衛生の基礎的規定を起草する□;

- (b) コーデックスの個別食品部会が準備し、個別食品規格に含まれる衛生に関する規定を検討し、必要があれば修正し、承認する
- (c) コーデックスの個別食品部会が準備し、実施規範に含まれる衛生に関する規定を検討し、必要があれば修正し、承認する
- (d) 特定の食品または食品グループに適用される衛生原則について起草する
- (e) 総会によって指定された衛生上の特定の問題について検討する
- (f) 国際レベルで微生物リスク評価が必要な問題を示唆し、優先順位を付け、かつリスクアセッサが取り組むべきリスク管理上の問題を作成する
- (g) 食品衛生及びFDA/WHOのリスク評価に関連する(放射線照射を含む)微生物リスク管理事項を検討する。

II. これまでの重要決定事項

<第 35 回会議関係>

- (1) HACCP システム導入のためのガイドライン改定原案をステップ 8 に進めることに合意した。(ALINORM 03/13A, paras 22-30 and Appendix II)
- (2) 牛乳と乳製品の衛生実施規範原案をステップ 5 に進めることに合意した。

<第 36 回会議関係>

- (1) 牛乳と乳製品の衛生実施規範原案をステップ 8 で次回総会に諮ることに合意した。また、Code of Hygienic Practice for Dried Milk (CAC/RCP 31-1983)の取り消すことを総会に提案することに合意した。
- (2) FSO, PO, PC の定義を CCGP における承認を得るとともに、総会での採択を求めることに合意した。

<第 37 回会議関係>

- (1) 調理済み食品に含まれるリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案をステップ 5 で次回総会に諮ることに合意した。
- (2) 微生物リスク管理の実施のための原則及びガイドラインをステップ 5 で次回総会に諮ることに合意した。
- (3) 卵と卵製品の衛生実施規範原案をステップ 5 に進めることに合意した。

<第 38 回会議関係>

- (1) 微生物リスク管理を実施するための原則とガイドライン原案をステップ 8 で次回総会に諮ることに合意した。(ALINORM 07/30/13 paras 37・81 and Appendix IV 参照)
- (2) 卵と卵製品の衛生実施規範原案をステップ 8 で次回総会に諮ることに合意した。
- (3) リステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案をステップ 8 で次回総会に諮ることに合意した。

<第 39 回会議関係>

- (1) 乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案に関する議論では、powdered infant formula は殺菌されていないことを表示すべきという主張に対し、他の表示のない製品が殺菌されていて安全と誤解を生じるおそれがあることから、不適切な取り扱いのリスクに重点をおいて情報提供を行う等の変更を加えてステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。
- (2) 食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案を検討し、ステップ 5/8 に進める

ことで合意した。

- (3) 微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン：付属文書Ⅱ：微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針は、ステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。

<第 40 回会議関係>

- (1) 幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳に関する微生物学的規準原案（乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範付属文書）（CAC/RCP 66-2008）を、ステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。
- (2) 調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスに関する微生物学的規準原案、付属文書Ⅱ及びⅢの規準原案をステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。

<第 41 回会議関係>

- (1) 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範：既に採択されている「生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範」の緑色葉野菜に特化した附属文書原案をステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。
- (2) 海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範原案を、ステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。
- (3) 貝類中の腸炎ビブリオ及びビブリオ・バルニフィカスの管理手法についての付属文書をステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。
- (4) 食品衛生部会により用いられるリスク分析の原則と手順原案を第 30 回総会での採択及びコーデックスの手続きマニュアルへ編入されることを目指し、進めることに合意した。

<第 42 回会議関係>

- (1) 鶏肉中の *Campylobacter* 及び *Salmonella* 属菌の管理のためのガイドライン原案をステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。
- (2) ナチュラルミネラルウォーターの収集、加工、販売に係る国際衛生実施規範の改定原案をステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。また、ナチュラルミネラルウォーター規格(Codex STAN 108-1981)の section4.4 を削除することに合意した。

<第 43 回会議関係>

- (1) 食品中のウイルス制御に関する衛生実施規範原案をステップ 5/8 で次回総会に諮ることで合意した。
- (2) 微生物リスク評価を実施するための原則及びガイドラインの改訂案及び CCFH によって適用されるリスク分析の原則と手順の改訂案を次回総会での採択に諮ることに合意した。

<第 44 回会議関係>

- (1) 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範(CAC/RCP 53-2003)のベリー類に関する付属文書原案をステップ 5/8 に進め、第 36 回総会に採択を諮ることで合意した。
- (2) 食品中の微生物規準（以下、MC という。）の設定と適用に関する原則の改定原案の本体部分をステップ 5/8 に進め、第 36 回総会に採択を諮ることで合意した。

した。

(3) 「スパイス及び乾燥芳香性植物の関する衛生実施規範 (CAC/RCP 42-1995)」は「スパイス及び乾燥芳香性ハーブの関する衛生実施規範」とした上でステップ 2 に戻し、アメリカとインドが共同議長国をする電子的作業部会で再度ドラフトすることに合意した。

(4) 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella spiralis* 及び *Cysticercus bovis*) の管理のためのガイドライン原案は、ステップ 2 に差し戻し、OIE の作業の進展等も踏まえつつ電子的 WG において再検討を行った後、ステップ 3 で各国にコメントを求め、次回部会で議論することで合意された。

(5) 会期中作業部会の報告に基づき議論を行い、科学的及び技術的な観点から一部について修正を行った上で、路上販売食品に関する近東地域の実施規範案の衛生部分について承認することに合意した。

(6) 次回部会までに検討するため、「食品中の寄生虫の発生及び管理」及び「生鮮野菜・果実に関する衛生規範と付属文書の見直し」の 2 つの討議文書を作成することに合意した。

(7) 「水分含量が低い食品の衛生実施規範」の新規作業提案を次回総会に提案することで合意した。

< 第 45 回会議関係 >

- (1) 「食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella spp.* 及び *Cysticercus bovis*) の管理のためのガイドライン原案」をステップ 5/8 に進め、第 37 回総会に採択を諮ることで合意された。
- (2) 「スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範の改定原案」について Annex1 「スパイス及び乾燥芳香性ハーブのための微生物規準」を削除し、ステップ 5/8 に進め、第 37 回総会に採択を諮ることで合意された。
- (3) 「水分含量が低い食品の衛生実施規範原案」について、ステップ 2 に戻し、電子作業部会 (議長国: カナダ、米国) で原案を再検討した後、ステップ 3 で各国にコメントを求め、次回部会の直前に物理的作業部会 (議長国: カナダ、米国) を開催し、次回(第 46 回)CCFH で議論されることとなった。
- (4) 「生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書」について、電子作業部会 (議長国: ブラジル及びフランス) を設置し、もし内容的な修正を行う必要があれば、新規作業のプロジェクト文書についても電子作業部会で準備することで合意された。
- (5) 「牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理ガイドライン」及び「食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」の 2 件について新規作業として提案され、いずれも新規作業として次回 (第 37 回) 総会に提案することで合意された。

Ⅲ. コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 等

○第 35 回会議(2003 年 1 月)

(1) 魚及び魚介製品のコーデックス実施規範

CCFH は、魚介と魚介製品のコーデックス実施規範の衛生に関する規定及びアンチョビのコーデックス基準を修正を加えたいうで承認した。また、ビブリオ菌のリスク管理戦略に関する討議資料を魚類・水産製品部会 (CCFFP) に転送することに合意した。

(2) 食肉と食鳥肉衛生部会

家禽のサルモネラ属菌とブロイラーのカンピロバクターのリスク管理戦略に関する討議資料及び CCFH での議論の内容を、新鮮な肉の衛生実施規範原案の継続的な討議において検討されるよう、食肉と食鳥肉の衛生部会に提出されるよう合意された。

○第 36 回会議(2004 年 3 月)

(1) 魚類・水産製品部会 (CCFFP)

魚及び魚製品の実施規範の衛生に関する規定及び塩漬け大西洋ニシンと塩漬けスプラットの規範原案を若干の修正を加え、修正が総会による採択に遅れを生じさせないという理解のもと承認した。

(2) 海産食品中のビブリオ菌のリスクプロファイルを、本問題に関するリスク管理作業を今後どうするか議論するため、次回の CCFH の議題に記載することに合意した。

(3) コーデックス食肉衛生部会 (CCMH)

CCFH は、若鶏中のカンピロバクターとサルモネラ、牛ひき肉や発酵ソーセージ中の腸管出血性大腸菌のためのリスク管理ガイダンスドキュメントの作成を決定した。

○第 37 回会議(2005 年 3 月)

(1) コーデックス魚類・水産製品部会 (CCFFP)

提案されたいくつかのセクションを含む魚類・魚介製品の規範原案の衛生に関する規定を承認した。また、委員会は魚介中のビブリオ菌に関する提案について、下記の優先順位を考慮すべき考えを明らかにした。

- A) 魚介中のビブリオ菌に関するリスク評価の結果を査定し、この評価をもとに良好衛生規範及びリスク管理戦略にいかに変換していくかを提案をする。
- B) ビブリオ菌のリスクプロファイルに関連して、魚類・水産製品部会 (CCFFP) より出された質問を調査する。

(2) コーデックス加工果実・野菜部会 (CCPFV)

保存トマトのような殺菌保存トマト缶詰及び類似の殺菌製品規格案セクション 6. 2 に規定される食品にかかわる微生物的規格の設定及び適用の原則 (CAC/GL-21-1997) に適合すること必要があるか否かに関して、本製品について、CAC/GL21-1997 に適合する必要があるとしたうえで、低酸性及び酸性缶詰食品にかかわる衛生規範に適合した商業的殺菌が行われたものについて、微生物規格が勧告されないことで合意した。

(3) 一般原則部会

改訂された CCFH が新規作業を始める過程案を Codex の手続きと不整合はないかアドバイスをもらうため CCGP に転送することに合意した。

(4) 食品添加物及び汚染物質部会 (CCFAC)

CCFH は活性塩素の使用に関する FAO/WHO 専門家会合の ToR を添付することに合意した。

○第 38 回会議(2006 年 12 月)

(1) 魚類・水産製品部会 (CCFFP) からの事項 (CCFFP)

CCFH は魚類・魚介製品の規範原案の衛生に関する規定を承認したが、活及び生の二枚貝の規

格原案の衛生規定は承認しなかった。

マリンバイオトキシンについて、CCFH はこれらは汚染物質のセクションに規定すべきであり、CCFH の専門外であり、この問題はもし必要であれば CCFH のアドバイス及び承認を得るべきとの見解を示した。しかし、CCFH は、食品中の微生物規格の設定及び適用のための原則 (Principles for the Establishment and Application on Microbiological Criteria for Foods) はバイオトキシンをカバーしていることから、CCFFP に対し、当該規格の本セクションを書きあげ際にはこれらの原則を考慮すべきと注文をつけた。

○第 39 回会議(2007 年 10 月)

(1) 第 30 回 CAC からの報告があり、また、2008—2013 年コーデックス戦略的行動計画について、進捗状況及び今後の予定について報告があった。特に、各部会から CAC に提出される新規作業提案のプロジェクト文書について、様式に従って記載されていないものが多いことから、コーデックス手続きマニュアルに基づき用意することが改めて要請された。また、部会の開催日数については、今後、主な議題が 5 議題であれば、5 日間に短縮するという議長からの提案が了承された。

(2) CCFH のためのリスク分析のポリシーについて作業を始める事に合意した;

(3) ブロイラーのカンピロバクター及びサルモネラ属に関するリスク管理文書の作成が第 30 回コーデックス総会で新規作業として承認されるに当たり、適用範囲 (Scope) をブロイラー肉以外の鶏肉にも拡大する旨の勧告がなされたため、今回 CCFH では、適用範囲の再設定について議論が行われた。CCFH では、適用範囲をブロイラー肉以外の鶏肉に拡大することは合意されたが、新たに追加された鶏肉に関する科学的情報が不足しているため、部会メンバーから情報を求める回付文書 (Circular Letter) が出されること、ブロイラー以外の鶏肉のためのガイドラインについてはについては付属文書とすること、ブロイラーのためのガイドラインの作業は先行して進めることが合意された。

(4) FAO/WHO は、上記質問について回付文書を回付し、2008 年 3 月までに各国からデータの提出を求めることとし、分析結果を受けて、AnnexII の作成のためカナダを中心とする電子的作業部会が招集されるとともに、次回本部会の直前に物理的作業部会を開催することが決定した (日本も参加表明)。

○第 40 回会議(2008 年 12 月 : H20)

(1) 第 38 回 CCFH よりコーデックス魚類・水産製品部会 (CCFFP) に提示した、活及び生鮮二枚貝の規格中の衛生規定に関する質問事項について、第 29 回 CCFFP から回答された内容を踏まえて議論を行った。議論の結果、CCFFP は第 39 回 CCFH が表明した懸案事項について対応を行っており、更なる議論は必要がないことから、本規格の衛生規定を承認することし、この決定事項を第 32 回総会に報告することで合意した。

(2) 「コーデックス委員会の戦略的計画 2008—2013」の Activity 2.1 に関する総会での決定事項及び CCFH におけるリスク分析ポリシーの作成作業に関する前回の会合での決定事項に鑑み、次回会合で検討が行えるよう、インドに対してリスク分析ポリシーの作成作業を進めることを奨励した。

○第 41 回会議(2009 年 11 月 : H21)

(1) 魚類・水産製品部会 (CCFFP)

CCFFP からの事項 (実施規範中ロブスターと蟹のセクション) の衛生規定の承認及びチョウザメキャビアの規格に関する衛生規定について、承認した。T くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案及びフィッシュソースの規格原案の衛生に関するセクションの承認については、ヒスタミン基準のサンプリング等に係る記述について修正コメントが提案されたこと、またくん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案の付属文書 II に記載されたボツリヌス菌毒素産生が抑制される条件について懸念が指摘されたこと、次回 CCFFP が 2011 年の開催を予定しており、2010 年の CCFH で議論することが可能であることから、次回の CCFH で詳細を検討することとなった。

○第 42 回会議(2010 年 11 月)

(1) CCFH が適用するリスク分析の原則 (RA ドキュメント) については、日本及び米国は、コーデックス戦略計画の Activity 2.1 は完了しており、CL 20101-GP にある事務局が提示した勧告を元に再検討する必要はないとの立場を主張したが、EC が、ドキュメント中の重複を解消する観点から、RA ドキュメントをレビューする意義があると主張した。その結果、次回 CCFH での議論のために EC が討議文書を作成することになった。なお、当該討議文書には、日本が指摘したコーデックス戦略計画 Activity 2.2 の実施についても含まれる予定である。また、“Hazard” の用語の定義の変更提案については、修正の必要性はないことで合意した。

(2) 魚類・水産製品部会 (CCFFP) からの事項 (規格原案中の衛生規定の承認) に関し、会期内作業部会 (日本が議長) の検討結果 (CRD 23) を踏まえて議論した結果、魚類・水産製品部会 (CCFFP) で作成されたくん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案中にある衛生規定 (Hygiene provision) については、作業部会が提案したとおり、所要の修正を行った上で承認した。また、フィッシュソースの規格原案中の衛生規定については原案どおり承認した。

○第 43 回会議(2011 年 12 月 : H23)

(1) 微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドラインに関し、我が国は、既存の文書のままで家畜飼養にも適用できることから、文書の修正は必要ないと主張した。議論の結果、本文書の修正は行わず、適用範囲の項目において、「本文書は食品安全にインパクトを与える場合には、食品生産動物用の飼料及び飼料成分にも適用される」旨の脚注を追記することで合意された。

(2) 活及び生の二枚貝の規格 (Codex STAN 292-2008) 中のサルモネラ属菌の規準に関し、FAO/WHO の二枚貝中のサルモネラ属菌に関する電子的専門家グループの報告を踏まえ、同規格中のサルモネラ属菌の微生物規格を維持すべきかについて議論が行われた。その結果、活及び生の二枚貝の規格からサルモネラ属菌の規準を削除し、魚類及び水産食品の実施規範に「環境モニタリングやその他サーベイランスの結果によって示唆される疫学的な状況を考慮して適切な場合には、規制当局はサルモネラ属菌の規準の実施を決定しても良い」との規定を追加することで合意し、魚類・水産製品部会に勧告することとされた。

(4) くん煙、くん煙乾燥及びくん煙風味の魚の規格案に関し、ボツリヌス毒素の制御に関する記載について、魚類・水産製品部会 (CCFFP) の報告書 (REP11/FFP, para46) において、CCFFP がセクション 6.5 パラグラフ 2 を維持する理由として挙げた「内臓摘出ししない魚の摂取によるアウトブレイクの報告はないという」記述は間違っている点を指摘したものの、修正案のとおり承認された。

○第 44 回会議(2012 年 11 月 : H24)

路上販売食品に関する近東地域の実施規範案

会期中作業部会の報告に基づき議論を行い、科学的及び技術的な観点から一部について修正を行った上で、衛生部分について承認することとされた。なお、パラグラフ 6.5「器具の洗浄」については承認せず、記載されている措置の科学的根拠について近東地域調整部会に確認を求めることとされた。

○第 45 回会議(2013 年 11 月 : H25) 微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドラインに記載されているリスクアナリシスに係る用語の定義

第22回総会において採択された微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガイドライン (CAC/GL 30-1999) に記載されているリスクアナリシスに係る用語の定義を、第26回総会で採択された手続きマニュアルのリスクアナリシス関連用語の定義に合わせて改訂するようコーデックス事務局から提案があった。提案のうち、「ハザード特性解析 (Hazard

Characterization)」の第2, 3文については定義ではなく化学的、生物的又は物理的ハザードのハザード特性解析の手順の説明であるため削除すること、及び「リスク推定 (Risk Estimate)」の定義については定量的リスク推定に加え、定性的リスク推定も追記する修正を加えた上で次回総会に諮ることとなった。更に、手続きマニュアルにおける「ハザード特性解析」及び「リスク推定」を修正する必要性について検討するよう次回(第28回)一般原則部会に要請することで合意された。